

第百四回国会 通信委員会 議 録 第 十 号

昭和六十一年四月二十三日(水曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 宮崎 茂一君

理事 関谷 勝嗣君

理事 吹田 槐君

理事 田並 胤明君

理事 西田 八郎君

理事 足立 篤郎君

近藤 鉄雄君

鈴木 宗男君

二階 俊博君

森 喜朗君

武部 文君

竹内 勝彦君

田中 慶秋君

出席國務大臣

郵政大臣 佐藤 文生君

出席政府委員

郵政大臣官房長 中村 泰三君

郵政省通信政策 局長 奥山 雄材君

郵政省電気通信 局長 澤田 茂生君

郵政省放送行政 局長 森島 展一君

委員外の出席者

建設省道路局局長 政課長 原 隆之君

参 考 人 (日本民間放送連盟専務理事) 泉 長人君

参 考 人 (日本放送協会理事) 松本 幸夫君

通信委員会調査 室長 古田 和也君

委員の移動

四月二十二日

辞任 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

辞任 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

補欠選任

滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

同日 滝沢 幸助君

○松前委員 松前仰君。きようは、日本民間放送連盟専務理事の泉さん、大変お忙しいところお越しいただきまして、本当にありがとうございます。このCATV法案というのは、民放の将来というものにも非常に大きな関連があると思いますので、そういう意味でいろいろ御意見を聞きたいと思っております。ここに呼び出したわけでございます。早速ですが、泉参考人にお聞きしたいと思いますけれども、受信者の立場という方からいろいろCATV等を考えてみますと、やはりたくさんさんの番組の中から選択をしたいというような欲望があるわけでございます。それでまた将来はみずからが判断をしていく、たくさんの中から情報を選んでみずから判断していく、そして情報というものを押しつけられた形でなくて、個人が判断してそれを行動に持っていくというようなことが考えられるわけであります。そういう方向に向かうのが当然であるし、また、世の中もそういう方向に向かっているということなんですけれども、そういうことを考えますと、今ここでCATVの進出という問題、それを抑えていくといいますが、そういうような方向でやっていくのだからかというところが大変疑問になるわけでございます。その辺について泉参考人の御意見を伺いたいと思っております。

○泉参考人 先生のおっしゃる点、私も同感でございます。私も民間放送事業者としてかねがね考えておりますことは、やはり受信者というものを一番の中心にとらえて、これから二十一世紀に向かって衛星放送それから現在の放送、CATV、それぞれが家庭に向かっているいろいろな情報を流すことになると思っております。したがって、その三者が、どれ一つが特に伸びていいというものはなく、三者が調和あるそれぞれの発展をしなければならぬ。したがって、私もCATVに対して伸び方を抑えようとする意図を決して持っておりません。調和ある発展をしたい。しかし、現在の放送の秩序から見ると、やはり一つの時間的なプロセスがあるのではないかと。現在、放送に課せられておりますいろいろな秩序、規制、そんなものをやはりCATVも同様に守ってほしいということが一つあるわけでございます。

ただ、現在はCATVが規模としてはまだ非常に小さい。放送が主流である。しかし、将来を見ますと、やはり大都市はCATV化が非常に強く進んでいくと思っております。大都市はCATVが中心で、放送が従になるかもしれない。そういう変化があることを考えますと、やはりそのときどきの秩序というものを国としてお考えいただきたい。それに従ってやっていくべきだということ。で、このCATVの今度の法案に対していろいろ御意見を申し上げているのはそういう観点からでございます。決してCATVを抑えようとする意味ではございませんので、御了承いただきたいと思っております。

○松前委員 視聴者の立場から、もうちょっとそれとの関係について御質問させていただきますけれども、知識を広く持たたいというのは、だれでもそういう希望を持っているわけでありまして、また、高度な知識というのがあります。新しいもの、一番最先端のもの、これを早く知りたい。そういう欲望はみんなあると思うのです。したがって、地域の中の放送ということだけで、これは限られた範囲の中の情報ということで、ローカルの方の民放ですと、そこに限定された内容にならざるを得ない。東京から来るのはかなり限定されて、絞られて来ますからね。したがって、地方の方々はどうしても今一番進んでいるところの

情報が欲しいということ、東京の情報が欲しい。地方の人が東京へしよつちゅう出かけていくのは恐らくそういうことなんですから、そういう一番進んだものが欲しい。したがって、東京とか隣の県だとか、そういうほかのところの情報がとにかく欲しいということがあつたわけですね。

そういうことで地域外再送信、一番もめている原因なんですから、地域外再送信というものをやれば、その地域の人はこれは非常に喜ぶ、それによってCATVも成り立つというようなケースが非常に多いわけですから、そういう情報のニーズ、これに対してCATVは対応している。だから、これは受ける側にとつてみれば非常にありがたいことですね。そういうことを一生懸命やっているCATV、これに対して、CATVを抑えるということではないとおっしゃいましたけれども、結果的には、秩序ということになると多少は抑えなければいけないことが出てくると思うのであります。そういうことについて、民放としては将来どのように考えになるかということ、地域外再送信という問題についてお伺いしたいと思います。

○泉参考人 地方にやはり東京と同じように格差のない情報を出したいという御希望は我々も十分承知しております、我々はそれに賛成でございます。

ただ、それじゃ地方に東京と同じだけの情報を流すのどうやって流すかという方法論がいろいろあるわけでございます。地方に東京と同じだけの番組を流すために放送局をつくるのがいいのか、既設の放送局に東京の番組を流すための中継局を与えるのがいいのか、CATVでやるのがいいのか。放送というのは、情報を流すのに一番安いシステムでございます。だから地域の視聴者にとつてみれば、一番安い形で情報をたくさん得るというのが地域の利便であるかと思つて、しかし、電波がないから、仕方がないからCATVでやるというなら、これもまた一つの方法だと思つております。

しかし、そういう意味での地方の番組供給に対する秩序なりシステムづくりというものがまだ明らかにされておられません。例えば電波で今の二局地区を四局化しようという考えがこの間郵政から発表されました。これも賛成でございますが、しかしその電波をだれが出すかというやり方については、いろいろ新しい方法があるんじゃないかというところも言つておられます。そういうものと絡み合わせて、じゃCATVはそれとどういう関連を持つのか、どういう役割をするのか、そういうものがはつきりしないと、やはり放送事業者としては、番組を多様化するとはいえないながらも、一体どうやって自分たちが対応していかいという未来に対する危機感もございまして、したがって、そういう点を明らかにすれば、そういう同意問題もおのずと解決される部分があつてくるのではないかと。

今区域外再送信のことをおっしゃいましたが、では既設の放送事業者が、視聴者のために区域外からも一つ東京の番組を持ってきたら中継局を免許してくださいと言つたとき、許すでしょうか。そういうことは許さないけれどもCATVなら許すというのは、放送事業者としても、同じ事業として片手落ちではないかという考え方もあるわけ、そういう意味で広く放送に課せられていく放送秩序というものを、有線テレビも同様に取りながら一緒に発展していこうじゃないかというのが我々の考え方でございます。

○松前委員 電波が地域外に漏れているということですね。ですから再送信というようにすることができるとすけれども、電波というのは大変貴重な資源ですから、なるべく有効に使わなければいけない。この地域外に漏れている電波が使えないのかかわらず使わないというのは大変もったいない、スペクトラムの有効利用ということにならぬわけですね。そういう観点から考えますと、漏れているものを利用したのだ、中継器をわざわざつけて中継システムをつくらなくてもそれが簡単にできるのだ、こういうことであれば、地域外再送信というのは、やるのならばやった方がいいじゃないか、こういう意見も随分あるわけですね。

今、その辺は秩序という問題があるから、そういうような技術的な観点だけでは話ではできないというところはよくわかるのでありますけれども、どうしてもチャンネル割り当てとかそういうことになりまして漏れてくるということが出てきますので、これを利用する、これについては特に異存はないと私は思うのですが、その辺をちよつと……。

○泉参考人 電波が自分の与えられている区域外に漏れていることは確かでございます。したがって、その受信者が電波を受けることは大変結構なことだと思つて。しかし、それとつて事業としてやることは、一つの事業的に制約を受けている民放との調和を図つてほしいということでございます。

○松前委員 ちよつと話の観点は変わるのですけれども、民放が、番組の面にはタッチしたくないのですが、番組の面で随分いろいろ問題がございまして。特にやらせの問題が大きく報道されたたりしたわけでございますけれども、民放の番組内容が低俗化していると言つたら怒られてしまうかも知れませんが、そういう言葉で表現できるようなものが随分あるような気がするのです。

例えば、ついでこの間ある俳優が自殺したら、その後二週間に二十五人もの中高生が自殺してしまふというようなことがある。これは民放だけの責任じゃない。いろいろ報道の機関もあると思うのですけれども、余りにもあれを大きく取り上げたりして美化するものがある、そういうことが起こつてしまふということがあるのじゃないか。やはり公共的な放送、電波というものがもうけ主義に走つていきますとそういうことが起こつてくる、そういう番組ばかりになつてしまふということがあると思うのです。

そういうのを防ぐに、前はNHKが独占して、とんでもない番組をつくられると困るということで、番組面で競争しながらやつていくということ、民放をつくられた。ところが、その民放が、

世の中の批判を受けるようなものが出てきてしまふということになりますと、さらにこれはもつとほかのものを許して、そして視聴者が一番いいものを選んでいくというやり方をとつていかなければならない。そういうことを考えると、CATVの多チャンネルというのは将来の方ではいいか、私はそう思うのですけれども、その辺について御意見を伺いたいと思つて。

○泉参考人 CATVの発展というのは、まず大都市を中心に発展すると私は思ふ。多チャンネル化というものがやはり受け手の期待だと思つて。だから、必ずしも放送を中継することがCATVを伸ばすことではなくて、もつと視聴者のニーズに従つた多くのソフトをつくる、ないしはそういうものを拾つてくるということの方がCATV事業の発展に一番効果があるわけでございます。CATVを伸ばせば番組がよくなるというふうな直接の関連性はございませぬ。

先生のおっしゃつた番組の低俗化ですか、そういうものについては、また別途お話を申し上げたいと思つて、やはり放送を中継することだけがCATVが発展する道じゃないで、多くのチャンネルを、放送の番組だけじゃなくて、もつと視聴者のニーズに合ういろいろな情報、そういうものをたくさん集める努力をすることが発展の一番の道だということに僕は思つております。

○松前委員 番組の内容については余り触れたくないのですが、やはり民放さんもCATVに対して放送界の秩序ということを強く要求する、声を高くして言うということをするならば、民放も自分自身で現状というものを反省して、きちつとした姿勢を常に持つていただかないと、民放さんが幾ら主張しても、そつちの方をばんとたたくということになつてしまつて、本質と外れてしまふのだ。そういう意味で民放さんに、いろいろ今まで問題が起こつたようなことについて、自主規制とかそういうものも厳しくやらないがやつていただきたい、そのように強く要望をいたしたいと思つてございます。

特に、放送というのは公共的なメディアと言われている。また、御承知のように電波の数が非常に少ないわけですね。CATVはいっぱいある。少ないということは、これがさらに公共性というものが強く要求されることなんではないかと、そういう意味で、民放さんの占める責任というのは非常に重いと思っております。

そういうことでありますので、民放の姿勢、これから先民放がずっと存続していくために必要な姿勢というものを、その決意というものをちよつとここで聞かせたいと思っております。

○泉参考人 先生から御批判を受けるまでもなく、民放連としては放送基準審議会を持っておりまして、常にそういう問題は内部ディスカッションをやっておりますし、特に昨年からこれにかまけては何かフォーラムとかいろいろ反省会、そういうものを持ってあります。朝から晩まで放送している中で、御批判を受ける番組なしとは言えませんが、民放はさらにいい番組もたくさんやっていることを御認識いただきたい。その中で、そういう批判を受けるような番組というのは本当は絶無にしたいわけですが、それはやはり一つの行き過ぎなんかもあります。それは常にその都度反省をし、ディスカッションをしておるところでございます。もちろん、先生のおっしゃる通りに、さつき私が申し上げたように、将来の放送界というもののあり方を考えたときに、我々は主体となつて、模範的な、皆さんから喜ばれる番組づくりというものが我々の存続の一番の基本でございますから、それについては十分考えておりますし、民放大会だけでなく、常に機会あるごとに、会長からもそういうふうには言っております。ただ、番組をよくする一番のポイント、現場の番組制作している担当者の教育にあるものだから、やはり時間がかかるということも御了解をいただきたいと思っております。常にその努力はいたしております。

○松前委員 ぜひそのような方向で頑張つていただきたいと思います。

最後に、CATVの改正法案、これは、あつせんから裁定ということに変わるわけでございますけれども、裁定ということになると、私も権力の介入と言つては一般的な言葉ですが、そういうような言葉で表現されることになりはしないか、非常に危険を感じておるのです。そうすると、幾ら放送界の秩序と言われても、それはなかなか秩序どころか、逆に混乱が生じてくる、そんな感じがしてならないのでありますけれども、民放の泉さんのその辺の御意見、お感じをお伺ひして終わりたいと思ひます。

○泉参考人 一時同意問題を撤廃するという御意見がございましたので、私もはかねがね同意問題はぜひ残してほしいという要望を申し上げて、これは残つておりましたので大変結構でございますが、かわりに裁定という言葉が出てきたわけでございます。先生のおっしゃる通りに、やはり公権力がソフトに介入することはできるだけ避けたいというのが私たちの気持ちでございます。したがって、仮に裁定を実施するにいたしまして、一方的な申し出による裁定ではなくて、双方の意見だけでなくて、関連地区の放送事業者の意見も十分聞いた形でやってほしい。本当に理不尽なものについては裁定によって同意させてもよろしいんですが、もう少し時間をかけ、放送の秩序というものの調和を図れば、それは裁定しなくても、当事者同士で同意が得られるんじゃないかというところもあり得ると思ひます。件数としては、全国的に多くのCATV業者がある中で、まだわずかの件数でございますので、それを裁定で一々シラミつぶしにやるといふことについてはいかかと思つております。裁定の運用についてはぜひ慎重にやつていただきたいということが私たちの希望でございます。

○松前委員 では、私はこれで終わります。

○宮崎委員長 鈴木強君。

○鈴木(強)委員 時間がございませんので、ごく簡単に質問したいと思ひます。

最初に、議題となっておりますこの有線テレビ

放送法は、昭和四十七年の七月に制定されました。そして昭和四十八年一月一日から施行されて今日に至つておるものでございます。本法制定当時、私もこの審議に参加いたしました。が、制定の趣旨は、難視聴の解消と、なるべく多くの放送が受信できるようにして放送受信者の利益を保護し、公共の福祉を増進することにあるというふうな当言言われておつたのでございます。しかし、今日は高度情報化社会に完全に突入してございまして、さらに二十一世紀に向けて、そのスピードは加速されておると思ひます。情報に対する社会的要望も多様化して、今後メディアの多様化も必然的に進んでくると思ひます。CATVもまた多チャンネル化、大規模化の方向で進展し、無線系と有線系の放送サービスの間に競合と融合の現象が出てくることも必至だと思ひます。したがって、今後の放送全体の制度、政策のあり方についても十分な検討を加え、放送とCATVがそれぞれメディアの特性を生かし、全体として国民のニーズにこたえられるように、秩序ある共存関係、そして円満な協力が確保できるような形に、近い将来、法改正を含めて政策そのものも御決定をいただかなければならないのではないかと、私はこう思つておるわけでありまして。

結論としては、このニューメディア時代を迎え、衛星とか電波、CATVなど競合し合つてきておる中で、長期の展望のもとに放送をめぐり、政策全体の抜本的見直しが必要な時期に来ているのではないかと思ふのです。したがって、同意問題もこのような全体的見直しの中で解決をされ、裁定問題もそのような中で解決されるべきではないかと私は考えておるわけでありまして。何か小手先のような形で出していらつたのであります。が、そこらについて、これから展望、政策の問題等含めて、私の意見に対してどうお考えですか。これは大臣でも局長でも、どちらでもいいです。

○森島政府委員 先生おっしゃいますように、ニューメディア時代を迎えまして、このCATV

も、その特性を生かして、重要な通信手段となる役割が期待されているわけでございますけれども、CATVを含む放送の法制度がどういふふうにあるべきか、こういう非常に重要な政策課題を検討すべき今まさに時期だ、先生おっしゃるとおりでございます。私も、その点、このCATVの機能の多様化というふうなことを踏まえ、さらに、放送全体のあり方、こういうことについて真剣に検討していきたいというふうに考えております。

○佐藤国務大臣 三年前に私は国会議員としてCATV問題に取り組んだ時期がございまして、そのとき、CATV自体の言葉の意味、内容というものが、同僚の国会議員にもまだわからない時期がございました。そこでアメリカの状況を調べてみると、南部を中心に非常にCATVが伸びておるといふ実態を知りまして、実は今日のこの問題に直面した経験がございまして。そういうことで、放送事業者とCATVの事業者との調和というものをどのように考えていかなければならないかという政策課題として重要な時期に今入つたということを実感として味わいました。

したがって、今の先生の御意見のとおり、この問題についてどのような法的な準備をすべきか、あるいは郵政大臣としてどう対処すべきかという問題についての一つの方向を示す試案として実は今度の御審議をいただいております。こういう経過を御報告申し上げまして、重要な政策課題としてこれに取り組んでいきつたのであるということについての御理解だけは得たいと思つております。

○鈴木(強)委員 大臣の全体的な構想は私も了解します。ただ、最後に、その前提のような形でこの法案を出したのだとおっしゃるのですが、そこは私は、それではない。したがって、そういう全体構想の中で、従来のあつせんを裁定にしていくなのだ。松前委員からも指摘があつたように、あつせんを裁定にするというのは、明らかに権力の強化ですよ。放送事業に対する権力の強化とい

うことについては、できるだけこれを差し控えていくというのが基本的な筋だと思ふのです。ですから、そういうものを全体的に考えた中でお出しになればいいのに、ただ同意の問題について、あつせんではなかなかうまくいかなかった、したがつて今度は裁定でやるのですというところだけ出ておるから非常に問題があるのですよ。そういうことを私は言っているのです。ですから、本当はもう一回やり直して、そしてそういう形で出してもうえればこれは一番いいのです。しかし、なかなかそうもいかないでしょう。私の考え方に大臣も同感しているのですから、そうであるならば、できるだけ早い機会にそういう基本的な法改正と政策というものを決めて、放送事業者とCATV事業者が共存共栄して、いい意味において競合して、国民のためになる放送をしようという、できるだけ早くこういうふうによつてもらいたいというのが私の考え方なんです。そこだけびつとしてください。

○佐藤国務大臣 ただいま申し上げましたような考え方、また先生の疑問点の考え方について、一応基本的にお答え申し上げたい、こう思います。裁定に当たつてどういう考え方を持っておるかという点に焦点を絞つてお答え申し上げます。その第一点は……(鈴木(強)委員「それはまた後で聞きますから。なぜ一緒に出せなかったかという点ですやね」と呼ぶ)先生の質問の要点を、ちよつともう一回お聞きしたいと思ひますが……。

○鈴木(強)委員 裁定の問題について大臣は今お答えしようとしたのですが、そうではなくて、さつきから大臣もおっしゃるように、三年前から研究してみても、いろいろな問題がある、承知しておるということなんです。したがつて、私は、全体的な制度改正と政策を決めなければならぬと思つておられます。そうであるならば、同意の場合、あつせんから今度の裁定にすることだけをここで取り上げて出すよりも、全体的な法改正

の中でそれを取り上げてやつた方がよかつたではないですか。要するに、権力の強化のような形になるわけですから、それが全体の法制度、政策の中で、これはこうなつて整合性がとれますよ、大丈夫ですよという、やはりみんなが理解と納得できるような形の中でこれが解決されれば一番いいわけですよ。ところが、これだけがばあつと出てきましたから、整合性を欠くとか権力の強化になるではないかとかいろいろ問題が出てくるわけなんです。ですから、そのところだけをお聞きしたので、あとまた問題は逐次お伺ひしたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 CATVが多チャンネルの特性を持つて、地域住民、国民のニーズに応じていくという大きな要望を背負っていることは言うまでもございせん。ところが、このCATVが放送事業者との関連において、放送事業者の方は必ず同意をしてもらいたいという意見、CATVの事業者は同意なしでやつていきたい、こういう意見の対決が去年、おとしくから明確に表に出てまいりました。したがつて各地域においてトラブルが発生して、なかなかあつせんというだけでは解決できないという現実の面が出てまいりましたので、裁定という法的根拠を、公平に行う手段として今度の法改正をしたわけでございます。その実施に当たつては、民間同士で話すことが第一義である、いわゆる伝家の宝刀的なこの裁定というものは極力避けていきたい、しかしどうにもならないというときには、双方の意見を十分に公平に判断した上で所定の手続をとつて裁定に持つていく、こう基本的に考えた次第でございます。

○鈴木(強)委員 全体的な法改正と同時に、できなかったことについては大臣も遺憾に思つておられると思ひます。したがつて当面、今大臣のおっしゃつたような形で顕在化してきた、同意事項に対するあつせんというものがなかなか思うようにいかないから裁定にしたいだきだきだ、しかし伝家の宝刀であつて、それを、言葉はあれですけども、簡単に発動するということはない、あく

までも理解と納得の上で問題の処理に当たるといふことを原則としていく、こういうふうを確認したいですね。

○佐藤国務大臣 結構でございます。

○鈴木(強)委員 それで、現在再放送に同意してくれない地域、区域内と区域外に分けて、箇所としては何カ所くらいありますか。

○森島政府委員 現在、再送信同意が得られていないケースでは、区域内のケースが六、区域外が十六、合わせて二十二のケースがございまして。

○鈴木(強)委員 本日は私にここで、法定以来、同意を得るためのあつせんに對して郵政省がどうやつてきたか、この点について詳しく承りたいのです。そうしないとなぜ裁定にしたかという理由がよくのめ込めないから、私はその点をやりたいたのですが、何せ時間がありませんので、逐次その点を含めて質疑をさせていただきます。

泉先生には大変恐縮でございました。せっかくおいでいただきましたところ、時間の関係で松前委員が質疑させていただきましたが、同じ党でございまして、大体わかりましたので、私からは差し控えていただきます。あしからず、ひとつ御容赦願ひたいと思ひます。

現在の同意のためのあつせん制度を裁定制度に改めたということについてはいろいろ見方があるのですが、どうも一般的に権力の強化であるというように理解をしなければならぬと思ふのですが、この点についてひとつ郵政省側の理由を説明していただきます。

○森島政府委員 現在のあつせん制度では限界があつて同意がなかなか得られていない、こういうことから裁定制度を提案しておるわけでございますが、権力の介入というような意図は全くございせん。裁定制度が仮に導入されましても、その運用については十分配慮していかなければならぬというところは私も強く感じておるわけでございます。運用の手続も非常に細かく定め、恣意的な運用にならぬようにしなければならぬと考えております。

○鈴木(強)委員 いや、今あなたから御説明いただいたのですけれども、恣意的にならぬようにとかなんとかということはもちろんわかるのですが、そもそも今のあつせんから裁定制度に切りかえた理由は何か。さつきも大臣ちよつとおっしゃつておりましたが、なかなか同意を得られないような問題が顕在化してきた、したがつてとりあえずこういう制度に変えていただくが、伝家の宝刀とあなのおっしゃるやうに、そんなに簡単に抜くべきものではなくて、あくまでも基本的には両者の話し合ひで、こういうことを基本に言われました。そういうものであることについて、郵政省としては同意を得られるやうに全力を尽くして努力して、裁定はまさに伝家の宝刀であるというやうに、そのところをはつきりしていただきたいたいです。そうしないと、今までのあつせんの例を幾つか拝見しました。しかし、私どもの胸をびんと打つようなものがなかなかないんですね。ですから、あつせん制度について、手続的にももう少しはつきりしたものを決められておいて、その制度に乗つたあつせんがやられておればよくわかるわけですが、さつき泉先生からの話でお伺ひしましたけれども、なぜ不同意なのかという民間放送側の理由というものが、私どももいただいた資料ではちよつとはつきりしないわけです。ですから、そのところを重ねてお聞きしていただくわけです。なぜあつせん制度を裁定制度に改めたかということについて、局長でいいですから、もう一度お答えいただけますか。

○森島政府委員 あつせんも争ひが起こつた場合の一つの仲介の制度でございますけれども、何といつても法的拘束力を持たないものでございまして、私ども、事実上のあつせんに大変努力してきたわけでございます。その点、正式のあつせんはした例はないではないかと、そのためのあつせんの手続等も細かく決まつてないではないか、こういう御疑問があるのかと思ひますけれども、その点は、確かに正式のあつせんについてのきめ細かい手続というやうなことも定めてなかつ

たためにそういう御疑問が生じたということについては、私も反省をいたしております。こういう反省の上に立ちまして、裁定という制度をお認めいただければ、裁定に至るまでの、これから事実上のあつせんということに大いに努力して、関係者間の相互の理解ということを基本にして十分話し合いをしていただくように、私も、そのためのいろいろな努力はとりたいと思っておりますし、それから裁定ということの手続ももちろん審議会には諮問いたしますし、当事者の意見も十分な期間を置いて出していくということになりますし、また、私どもの内部の手続としても、しっかりと定めた、こういうふうにしておりま

度というのは公権力の介入を許すことになりかねない危険性があるわけですね。したがって、裁定が恣意的にならないよう、裁定の基準というものを客観的にならなければならないと思います。大臣もさつき恣意的なことにならないようにということをおっしゃっておりますが、その裁定の基準とは一体どういうふうなものなのか、明らかにしてもらいた

条、それから電波法の九十六条の二によりまして、その決定の取り消しを求めて訴えを提起することができるようになってございます。

も、裁定といひますのは、いわば同意制度の延長線上にあります。手続を一つふやしたというものと考えられますので、放送法と有線テレビジョン法との間に制度として問題がある、その違いが問題になるといふふうには考えておりません。

○鈴木(通)委員 その点は、私しつこいほど聞いておりますが、大臣からも先ほど明確な御答弁をいただいておりますし、局長からも裁定制度に移行するについて、あつせんではなかなか思うようにいかない点もあつたが、そんなに簡単にやるものではない、伝家の宝刀として考えているということ、しかも今までの手続的な面についても欠けていた点があつたということも率直に反省をされております。人間のことですから落ち度もあ

一応の判断の目安というものを五ヶ所に上げますと、放送番組が放送事業者の意図に反して一部カットして再送信されるというような場合、それから放送事業者の意に反して番組が再送信信と申しますか、同時にない再送信が行われるような場合、それから再送信のチャンネルが別の番組に使われて混乱を起すことがあるような場合、それからCATVの施設が確実に設置できるというふうな見通しがないとか、そういうCATV事業者としての適格性に問題があるような場合、あとCATV側の技術レベルに問題があるような場合、こういうことが一応判断の目安になるというふうに考えております。

○鈴木(通)委員 これは先の大分、ちよつと答えをしていただきたのですが、要するに今の放送法第六條によりまして、民間放送の場合でもNHKの場合でもそうですが、再送信にはやはり同意が必要なんです。ところがCATVでは今度は裁定というものができまして、そして裁定によつて今度は一方的に再放送しなければならぬというふうになつてくるわけですから、そこに放送法とCATV法上の問題が出てくることは間違いないのです。ただ局長が言っているように、現在放送事業者の場合は、再送信について幸いに一件も問題がないのです。うまくいっているから問題はないのですけれども、制度上はやはりそこに問題があると私は思ふのです。

したがって、そういう問題が出てきたら、もし今度は放送事業者が再送信について拒否するということになつてきた場合は、また裁定したいな

え、そして私たちの胸を突くような、あんなほどうような、真に我々に迫るような提案をしていただかないと、国民の立場から見ると公権力の介入ということがどうしても先に来ますから、そ

○森島政府委員 裁定に對しまして不服がござい

○森島政府委員 この再送信の同意につきま

したがって、そういう問題が出てきたら、もし今度は放送事業者が再送信について拒否するとい

のが必要になつてくるじゃないですか、これは一つの法体系上からのことなんです。局長の答弁が私には納得できない。やっぱり、現実には差異が出ることは間違いないのです。あなたの方では、放送法については今ないから大したことはない、問題がないと言つておられますけれども、あることはあるんですよ。それを認めてくださいよ。そして今後、そういう点は、今のところは無線の方は放送法上は問題がないから、差があるけれどもそのまゝにして、問題があればそのときにまた考えなければならぬでしょう。そこまで言えと私は言いませんけれども、差があることは事実でしょう。

○森島政府委員 再放送という無線側の実体はないことは先ほど申し上げたとおりでございますが、この法体系上、裁定制度があるなしのこの差異は確かに出てくるわけでございまして、同意制度というものを考えまして本質的な差異ではないというふうに考えております。その裁定があるなしはその同意制度の中の手順の問題、こういうふうに考えております。

○鈴木達委員 ちよつと不十分な、中途半端な質問になりましたが、時間が参りましたのでこれは終わりますが、今のところも大臣、ぜひ十分御検討をいただいて、そして私たちが心配しているような問題についても、全然心配はないというような形にしたいと思ひます。私は問題がそこに残つていてというふうに考えておりますから、その点をぜひ御検討をしていただきたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 放送制度の全体の中で、なるほど先生が言われているような整合性が図られるように、今後の制度、政策のあり方についてもあわせて私は検討していきたい、こういううぐあひに思つております。

○鈴木達委員 わかりました。終わります。

○宮崎委員長 竹内勝彦君。

○竹内勝委員 本日は、泉参考人にお忙しい

中、ありがとうございます。私、先週、郵政省に若干質問させていただきましたので、本日は泉さんを中心に、短時間でございまして、質問をさせていただきたいと思ひます。

まず今回、有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案、現在審議されておるわけでございましてけれども、この法案はあつせんを裁定にしますけれども、この裁定はあつせんを裁定にする、こういうことでございまして、民放連としての今までのお考え、経過やら含めて、こういう裁定に持つていったというところは民放連の希望だったのかどうか。あるいはどんなような御見解を今回の法案に対して持つておられるのか。まずその点を泉さんの方から御答弁いただきたいと思ひます。

○泉参考人 先ほど松前先生にも申し上げましたと同じように、民放連としては元来、二十世紀の放送というものが、有線、無線を含めて調和ある発展をしたいという基本的な考えから発して、CATVとの同意問題、これはやはり今の段階では存続すべきではないかという基本的な考え方でもございまして、この基本的な考え方は郵政省も納得されて、同意事項は残したわけでございまして、先ほどから議論になっておりますように、あつせんを裁定に変わってきたわけでございまして、今強いのは民放の方でございますが、仮に民放側が非常に理不尽なことで同意を与えないとするのならば、これはある程度政府の権力で処理されてもよろしいと思ひますけれども、基本的には、ソフトのやりとりというのは公権力の介入すべき問題ではないわけで、当事者同士が十分話し合えば済むことだと思つておりますので、同意問題を外されなかつたという点には感謝しておりますが、裁定という、やり方によつては今後大きな問題を残すものについては、十分慎重に考えてほしいという態度でございまして。

○竹内勝委員 これはここでもう何回も議論してありますが、今回のこの法案の改正はあつせんを裁定にするというのがメーンでありまして、これのみなんですと言つても過言ではない。今参考人

の泉さんが言われておるように、これを裁定ということに持つていくというのは、私も非常に危惧するものがございますので、これはもつと審議すべきじゃないでしょうか。聞くところによると、本日審議が終わりましたならば、衆議院のこの委員会におきましてはこの法案の議決、採決というふうなお考えのように伺つておりますが、どうでしょうか、もうちよつと郵政省と郵政大臣が民放連との話し合いをして、もう少しこれは慎重な審議が必要じゃないでしょうか。私も参考人の意見と同意見なんです、いかがでしょうか。この点について御答弁をお願いします。

○森島政府委員 私ども、この再送信の同意の問題につきまして、民放連等の関係機関と十分打ち合わせを行つてきておりまして、これは公式、非公式を問わず相当の数の打ち合わせを行つております。民放連につきましては、ことしの二月に公式のヒアリングを行つておりますし、また民放連の正式機関であります放送計画委員会に担当の課長が向いて意見の交換を行つておりますし、そのほか個別に民放連の幹部の方々と数回にわたつて打ち合わせを行つております。こういうことによつて意思疎通は十分図つてきたところでございまして。

○佐藤国務大臣 民放連の会長、また専務の泉さんなんかのお考え方は、十分に話し合ひまして、同意事項というものが入つておるといふことはそうであるが、裁定というところまではなかなか同意がしかねる。が、しかし現実というものを考えて、CATVがまだ発展過程で、ほんの小さいものですから、そういうような組織に対してやむを得ず裁定という制度を導入するならば、これはもうやむを得ないんじゃないだろうかという印象は受けております。そういうことで御審議を願つておる、こういううぐあひに私は考えておる次第でございまして。

○竹内勝委員 泉さんにもう一度伺ひしておきたいのですが、郵政省としては今後もよくコンセンサスを図つて検討はされていくと思ひます

し、裁定の基準も、同僚委員の御質問の中で郵政省としても答弁されております。そういうような流れで一応一段階として進んでいくやに伺ひますけれども、泉さんとしてはどうでしょうか、これはちよつと待つてくれ、もうちよつと審議をしてもらいたい、もつと慎重にやつてもらいたいというところなんです。今大臣は、CATVはまだ一つの過程でございまして、未知のものがございまして、今後の発展に期待してとりあえず一歩前進させよう、こういうふうなお考えでございまして、参考人としての率直な御意見を遠慮なく言うてくだされば。

○泉参考人 この段階に来て、裁定は絶対困る、撤回してくれというところまでは申しませんが、この裁定というものを慎重にやつてほしい、特に裁定の手順といいますか、番組をやりとりする当事者同士の意見を聞くだけじゃなくて、関連する放送事業者が今度は別の地域に出るとすれば、その地域の放送事業者の意見も十分聞くということ、まず一つの大切なことだと思ひます。

それと、そういった場合、先ほどの先生に申し上げましたように、現在放送に課せられている放送の秩序に影響が悪いとするならば、少なくとも放送に課せられている放送秩序をCATVも守つてほしいという最低の条件、こういうものをぜひお考えいただいた上で裁定事項の処理をお願いしたい。これが切なる希望でございまして。

○竹内勝委員 もう一度、くどいようですが郵政省、そういう意見ですので、どうですか。その基準、先ほど伺ひましたが、その辺の今後のプロセスですね。今までのいろいろあつせんではどうしても無理だ。じゃ裁定で、裁定ということを知るとこれはどうですか、ばあんと裁定されたのは、ちよつとこれは今の民主主義の世の中におきましていろいろ問題点があるのではないかとと思ひますので、そこは慎重の上にも慎重を期していきたいと思います。両方おるわけでございまして、ここですつぱりとした約束をしていただきたいので、もう一度郵政省の御見解をお伺

いとおきたいと思ひます。

○森島政府委員 先ほど大臣が申されましたように、裁定制度というのは伝家の宝刀というふうについて考へておきまして、これを抜くというこゝについてでは慎重の上にも慎重を期すべきものと考へますので、この再送信の同意につきましても、当事者間の話し合いにつきましてもあつせん努力を十分に重ねて、裁定ということが必要のないようにできる限りの努力をしたいと思ひます。また、この裁定の制度というものにつきましても、手順は、先ほど来何遍も申し上げましたが、手順をなすべき細かく定めまして、恣意的な運用がないように強く心していきたいと思つております。

○竹内(勝)委員 そして、泉参考人にもう一点伺ひしておきたいのですが、放送事業者がCATV事業者に再送信不同意のケース、今まで二十二件あつた、こう郵政省からの御答弁で何一つありませんが、民放連としていろいろその辺の言ひ分もあるだろうし、また今までのいろいろこういう不同意のケースのあつた中で、民放連としてはこれはこういう理由だつたんだ、そしてこの辺はやむを得ないというふうなものがあるのではないかと考へますので、その主な理由で結構でございまして、今回の不同意の理由とお考へをもう一度ここで明らかにしていただければありがたいと思ひます。

○泉参考人 放送事業者の数で二十二件でございしますが、CATV事業者の数では九件でございします。

それで、概括して申し上げますと、区域外再送信をするから同意しないのだという区域外再送信を原因にしているのがほとんどだと思ひます。区域内と言つては、その社がほかのところを区域外から再送信するから区域内も嫌だよという、半分は嫌がらせかもしれないが、そういう言ひ方をしているのか、かわりにはほとんど区域外再送信にあると思ひます。

再三申し上げましたように、区域外再送信は、放送によつて、それからCATVによつて地域に

情報を供給するという基本方針が定まらないまま、今の放送に課せられている体制、それをCATVで破つていくということに不満があるものから、不同意をしているんだと思ひます。これがほとんど原因でございしますので、大臣のおつしやつたように、将来衛星、それから放送、CATVがどうやって社会の人たちに多くの番組を与えるかという基本方針が決まれば、そういう問題はおのずと解決するものだと思つておりますし、今の段階で、CATVもたくさんある中に、たつた九社だけのために裁定をしなければならぬということまでは——私はもつとやらなければならぬということがあつたのではないかと今思つております。

○竹内(勝)委員 非常に重要なことだと、私も同感でございします。時間の関係上もう一点伺ひしておきたいと思ひますが、今後の二十一世紀を目指した高度情報社会を考へるときに、CATVも、外国の例からも非常に重要なものであり、また日本として今後独自のCATV、それからニューメディアを中心とした高度情報社会、こういうものの中に取組んでいくかということには非常に重要な問題であると思ひます。これはみんな思つておることだと思ひます。

そこで、民放の皆さんに、民放とCATVとの今後の調和を持つての発展、それにどう取り組んでいくかと考へておられるのか、どんな考へをお持ちなのか。何もアメリカのまねをせよというふうな考へを私どもは一切持つていません。日本のニーズにこたえられる、そういうもので、しかも共存共栄、そして本間に国民に親しまれる、そういうものでなければならぬと思ひます。国民のためになるものでなければならぬと思ひます。それから、どういふことを考へておられるのか、それから、その際、障害となるのは何なのか、そういう面も含めて御答弁いただければありがたいと思ひます。

○泉参考人 かねがね私どもは、CATVも放送

事業者とともに共存共栄して調和ある発展をしたいと申しておりますが、放送事業者にも今行き詰まりがありまして、この二十一世紀に向けて、放送事業者はもつとソフトをつくる情報バンクになつていかなければならぬのではないかとこのことを考へております。しかし、電波というものは限られておりますから、たくさんつくつたソフトというのは、やはりCATVにも供給し、CATV事業者もつくるでしようし、そういうソフトをたくさんつくつていくことが、放送事業者にとつてもCATV事業者にとつても、将来発展するための重要な要素でございします。今やつてい

る放送だけが情報ではないわけでありまして、二十一世紀に対しては、そのようにソフトをどうやってつくつていくか、それから私たちがCATVとも共存共栄して、おのおの、この部分はCATVにお願ひします、ここは放送がやりましようというところで仲よくやつていくためには、我々がつくつた情報もCATVにどんどん供給しなければならぬ。そういう意味で、CATVの番組供給のための協議会なんかに民放として参加してございまして、それから、現実に都市CATVには民放事業者も手を出しているようでございします。

そういう意味で、メディアミックスといふか、今の放送もCATVもだんだん接近して、境目がわからなくなるようになってくる時代が当然来ます。したがつて、それに向かつて我々は協力もし、しかしお互いに調和のある発展をしたい、守るべき規制は守つていくという形でやつていきたいと思ひます。私たちは共存共栄を考へております。

○竹内(勝)委員 終わります。

○宮崎委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。本案審査のため、本日、参考人として日本放送協会理事松本幸夫君の出席を求め、意見を聴取いたします。

○宮崎委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

たしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○宮崎委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○宮崎委員長 質疑を続行いたします。田中慶秋君。

○田中(慶)委員 今般のCATVの一部改正する法案の問題について、関連しながら質問をさせていただきますと思ひます。

最初に、CATVテレビ施設者の認可申請が最近どのような状況で行われているか、冒頭にお伺ひしたいと思ひます。

○森島政府委員 最近のCATVの申請と、その許可状況でございしますが、昭和五十七年度以降漸次ふえておりまして、許可件数にいたしまして、五十七年度が四十一件、五十八年度が五十一件、五十九年度が六十五件、こういうふうに、年を経るに従つて増加しております。ことに入りまして、二月に關西の近鉄ケーブルネットワーク、それから北陸のネットワークサービス福井、中国地方の呉ケーブルネットワーク、この三社が許可されております。また四月には、関東、これは千葉県でございしますが、東関東ケーブルテレビ二九六というCATVの許可、こういつたことで、最近のCATV施設のうち、難視聴対策施設もございしますけれども、都市型というものが十四件許可されている状況でございします。

今後施設設置のハード面、それから番組供給のソフト面といった環境条件の整備が図られていきます中で、申請件数がふえてくるというふうに考へております。

○田中(慶)委員 今お答えがありましたように、CATVは、これから恐らく需要が大変ふえてくるのではなからうかというふうに入思つておりますが、そういう中で、CATVの施設事業者の認可申請に対し、どのような認可基準によつて許可を

されているのか。例えば、同一営業区域内で認可申請が多数競願をされたような場合、どのような形でこの取り扱いと調整をされるかというものがこれからの問題になってくるのではないかと、こんなふうに思っております。そこについて具体的な指導、あるいはまた調整の仕方というものがありませんでしたら、明確にお答えをいただきたいと思っております。

○森島政府委員 C A T V の許可につきましては、受信者利益の保護それから C A T V の健全な発達、これが有線テレビジョン放送法の目的でございますので、この目的に従いまして、法律の四條第一項に許可基準が定められております。その点は、例えば C A T V の施設の設置が確実になされ、良好な画像を長期安定的に受信者に提供するような計画であるかどうか、こういうのが第一点でございます。それから、そうした設備が、経理的な基礎、技術的能力を持ってやれるものかどうか、こういった点。それからさらに、その C A T V の設置が地域における視聴者のニーズに適合したものであるか、こういったことにこの許可基準がなっておりますので、その点の具体的な審査をこういった基準で行うわけでございます。

そこで、一つの地域におきまして申請が複数出て競合するというような場合におきましては、この有線テレビジョン放送法といたしまして、地域的な性格を有するメディアであるということ。それから C A T V 施設が設置されます場合、相当多額の資金が必要でございますし、また、一つの施設にたくさんチャンネルがとれる。伝送容量と言っておりますが、そういうこと。それから電柱に共架するというような場合に、物理的な制約がある。こういったようなことからいたしまして、自然的に地域独占性を持つわけでございますので、地域のコンセンサスが得られる形で一本の申請にまとめることが望ましい、こういうふうに考えまして、そういう複数の申請につきましては一本化の方向の指導を行っておるところでございます。

○田中(慶)委員 一本化の指導は非常に望ましい

ことでありますし、今言った電柱の問題、あるいはまた、一本化調整のときにいろいろな問題が出てくるのではないかと意味で質問を申し上げているわけでありまして。一本化調整という形であるにしても、多数競願をされた場合において、許可を与える郵政省として、これらに対する扱いを明確にしておかなければいけないのではないかと思っています。その辺を私は質問申し上げておるわけでございますので、これらについて具体的にお答えをいただきたいと思っております。

○森島政府委員 この C A T V につきましては、今申し上げましたような、地域に自然な独占性があるとはいっても、複数の C A T V 施設が法的にはできる、こういう形になっておりますので、一本化というのは、あくまでもその地域の利益を考えて、申請した方が一つにまとまっていただくことが望ましいということ、その点、一本化の調整ということと時間がかなりかかったりするケースがありますけれども、やはり地域の利益のためにコンセンサスを得るという形で、当事者間の話し合いができればいいという指導というふうな面でもやっておりますが、やはり当事者間の話し合いということを基本にして一本化を地域のために進めていただくようにしております。

○田中(慶)委員 法的には複数認められる、しかし現実には、条件としては一本化、こういう形のものでありますから、私は、単なる当事者間の話し合いということと済まないものが出てくるのではないかと、そういうこと、それだけの利益なりあるいは地域のいろいろな事情を踏まえてきますから、極端なことを言えば、先願をした者が果たして認可されるかという、私はそうではないような気がいたしますので、担当の郵政省とすれば、それに対する何らかの一方の方向というものをやはり決めておく必要があるのではないかと、このように思うのです。法的には複数ができるような法律の根拠もありますが、現実には一本しかできないわけでありまして、そういうことを含めて、こ

れからもつとつとその需要がふえてくると思うし、それで少し老練心ながら申し上げておるわけですが、そういうことは現実に出てくる問題であるうと私は思うのです。そういう点で、認可を与える立場で、そういうものはやはり明確にしておく必要があるであろう。今のうちには数が少ないからよきようでありまして、これは今ニーズがだんだん多くなつてきているし、いろいろな形の中で拡大されるのではないかと、こういうことを懸念しながら今申し上げておるわけでございます。

○森島政府委員 再送信の同意を与えない正当な理由というところにつきましては、放送の意図が歪曲されたり放送のイメージが損なわれるようなことがありますが、それが具体的にどうかということになりますと、その事実関係はやはり個別に判断せざるを得ない。その場合、当事者の意見を十分聞きながらこの正当な理由に当たるかどうかがという判断をすることになると思っております。先ほども申し上げましたように、目安としては五つぐらい私どもも持っております。放送事業者の意図に反して番組が細切れにカットされたり、違う番組が後につけ加わったり、C A T V 事業者側が不適格な場合だと技術的問題がある場合とか、こういった目安を私どもは一応のケースとして考えておりますが、実際には個別的な事由に照らして判断してまいりたいと思っております。

○田中(慶)委員 ちよつと理解に苦しむのですけれども、極端なことを申し上げて、今回の法案の改正というの、例えば日本有線テレビジョン放送連盟から再送信同意事項の撤廃をという形で出ていて、今度の法案の裁定という問題が出てきているのだらうと思っております。そういう点を考えてまいりますと、やはり C A T V の将来性の問題等を含めて、何らかの形で調和を図っていくかなければいけないということも、いろいろな形で先ほど説明を聞かしていただいておりますが、行政当局なりあるいはまた郵政省として、しかるべき一つの指針があつてしかるべきでないか、こんなふうに思うのです。その指針が今明確でないところ、この辺、もう少し突っ込んでお聞かせをいただきたいと思うのです。例えば、裁定とい

が、正当な理由という問題も、当然当事者間では正当な理由が出てくるわけでございますので、これらについての考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

を撤廃してくれ、あるいは民間放送連盟の方から撤廃するべきではないという相反したものが出てきて、そして裁定というような形の法的根拠という問題があるうと思えますけれども、しかし、これは先ほど来説明があつてるように伝家の宝刀だということになれば、お互いに話し合いの精神というのが望まれるわけでありますから、何もあくまでも裁定だというような形でがんにがらめにく

これは法のうがった解釈になるかも知りませんけれども、例えば条文では、有線テレビジョンの放送事業者から裁定の申請ができるが、例えば

な形で出てくるのではないかと私は思いますので、この辺について——何か大臣がちょうど四十分になると参議院の方に行かれるようでありますから、その辺をお伺いしたいということが一点。

線が果して日本にできているか、できていないの
 だらうかということ、放送法に基づいて放送事
 業者が表現の自由、しかし、社会的に公共性があ
 るのだから、番組審議会をつくり、自主規制の基

準もつくってやっているという一つの放送事業者の立場、そういうようなことが融合してくる、その過程においてどう解決しようかというのが今度の提案だと思ふのです。

そこで、先ほど申しましたとおり、ぜひこれで伝家の宝刀、といつても、解散権とは違ひましてばつとやるのじゃない。伝家の宝刀というところ、解散権になりますけれども、裁定といつたつてこれは審議会に相談しますから、宝刀にならない仕組みにしようというところで、権力の介入というのを最小限に防いでいるのだなということを考えて、なるべくなら話し合ひなさい。しかし話し合ひがでできない弱者の立場に立つて「正当な理由」が、一つ、二つ、三つ、四つ、五つ、六つほど何か執行部が出されておりますので、そういうことのない限りにおいては、これはCATVの方が少し伸ぶような裁定をしなくてはならぬというような意図じゃないでしょうか、この法律の内容は。そういうことでございまして、伝家の宝刀はなるべく使わないでやつていきたいが、しかし、余りにも弱いので、弱い立場の者を伸ばさせる意味において、しかし、そのかわりあなた方には責任がありますよ、こういうようなことを明確にして放送事業者と融合の時期を早くしていきたい、こういう気持ちであると思ひます。

○田中委員 わかりました。この裁定という問題については、今大臣が述べられたような形の趣旨でぜひ取り組んでいただきたいと思ひ、CATVがこれからますます発展するであろうし普及するであろうと思ひますので、そういう点では今の大臣の趣旨を大切にやっていただきたい、こんなふうと思ひます。

そこで、民放連から泉さんに御苦労までございませうけれども来ていただきまして、若干質問させていただきますと思ひます。

民放連としては、このCATVの位置づけというものをどのようにお考えになつてゐるのか、まづお伺いしたいと思います。

○泉参考人 何回も申しましたように、衛星放

送、それから現在の放送、CATV、それぞれがおの役割を分担して、社会の人たちに放送という番組を流していくというのが趣旨だと思ひます。したがつて、今大臣が、現在はCATVは大変小さなものとおっしゃいましたけれども、近い将来、大都市はCATVが一番力を持つようになると私は思ひます。そのときに、先生のおっしゃつたように、やはり裁定も今度は放送事業者がお願いすることになるかもしれない。そういう、放送とCATVがやはり同じような秩序の中で、同じような条件で融合しつつ競合するというのが必要だと思ひます。ですから、何回も申し上げましたように、先ほど「正当な理由」の中に、局長が幾つか条件を上げられましたけれども、現段階での放送秩序を乱すようなことはしないで有線テレビ事業者も守つてほしいというところは、「正当な理由」にぜひ入れてほしい、こういうように思つております。

○田中委員 この再送信の同意事項を撤廃すべきではないという先ほど来の考え方についてはいろいろと見解をお伺いしましたけれども、そこで、実は大臣裁定が行われた場合、それに同意せざるを得ないと思ふのです。先ほど第三者機関を含めて、あるいはまた法的根拠になると第三者機関になりますから、そういう点ではこの大臣裁定は伝家の宝刀であるということをお大臣から言われました。そうなりますと、これは同意せざるを得ないと思ひますけれども、その辺の考え方についてお聞かせをいただきたいと思ふのです。

○泉参考人 これは私個人の考えではなくて、会員の意見のいろいろ聞きますと、やはり先ほど私ちよつと申しましたように、放送の秩序に影響があるといつて意見を申し立てたのに、無理やり裁定で同意させられると、私たちは不服の申し立てをせざるを得ないと思ひます。

○田中委員 そこで、例えばいろいろな形で同意事項というものが検討されると思ふのですけれども、その同意事項の中に、番組といふか、契約料といふいろいろなことが含まれるような気が

いたしますけれども、その辺はいかがなんでしょう。

○泉参考人 先ほど局長がおっしゃつたようなことも、民放の放送のためにいろいろ条件をおつけになった、あれは当然民放としてぜひやつていただきたいことだし、それから、著作権の問題というのにも別であります。現在は著作権料というのはほとんど問題になつておりませんけれども、長い将来で見ますと、著作権の料金の支払いについての問題も出てくるかと思ひます。条件は、そういう意味では、社会が変わつていけばその都度若干変わつてくる点もあるかと思ひます。それと、先ほど何回も申しましたように、放送秩序というのとは私は変わつていくと思ひます。変わつていけば、同意問題なんかは雲散霧消することもあり得るというふうにお考えをしております。未来はそういうふうにお考えをしております。

○田中委員 そこで、泉さんにお伺ひしたいのは、先ほど局長から答弁がございました有線テレビジョンの放送事業者から裁定の申請ができる、しかし、現時点、今回の改正では放送事業者からの裁定の申請が含まれていない。私は、これからこれがだんだん普及されてきますと、これらの問題というものは逆もまた出てくるような気がいたしますけれども、民放連としてはこの辺についてどのようにお考えになつてゐるのでしょうか。

○泉参考人 ちよつと触れましたけれども、長い目で見ますと、大都市はCATVが非常に普及すると思ひます。ワイヤードシティーといひます。その場合には、放送事業者は自分の放送を視聴者のためにぜひCATVで送つていただかなければならない場合もあると思ひます。そのときにCATV事業者が、チャンネルがないから放送なんか送つてあげませんよと言ふことがあるかもしれないから、それは放送事業者からの裁定の申請というものはあり得るかもしれません、それよりもつて、将来は同意問題などは雲散霧消してしまふので、裁定条項も要らなくなつてしまふので

はないかという考えも持つておりますので、我々の方からも申請できるようにということ、先生の申しやうに筋としてはそうかもしれないませんが、特に御注文申し上げなかつたのは、そういう将来を見通して、それを言つてもむだというのか、余り言う必要もないのじゃないかというふうに考えたわけですが、ただ、意見は、当事者だけじゃなくて、周辺に影響を及ぼす放送事業者の見解も十分聞いて裁定のときには使つてくださいということだけはつけ足して言いたいと思ひます。

○田中委員 泉さん、どうもありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思ひます。そこで、NHKとの関連も出てくると思ひますので、お伺ひしたいと思ひます。

CATVの中にNHKが含まれてゐるケースの場合、利用者はCATVに対して毎月の利用料を支払い、さらになおかつNHKに対する受信料ということにならうと思ふのですけれども、こういう問題について、私は、やがてトラブルの原因が生まれるかな、こういう懸念をしてゐるわけでありまして、これらについてどのようにお考えになつてゐるのか、NHKにその辺をお伺ひしたいと思ひます。

○松本参考人 お答えいたします。

先生御指摘のように、CATVの加入者にとつては、CATVの利用料金と、それからNHKの受信料、双方お支払いいただくことになるわけですが、CATVが普及してまいりまして加入者が増加してゐる、そしてNHKの受信料取り次ぎ、収納業務に影響が出てきては大変困るわけでございますので、私どもとしては、CATVからNHKの放送を再送信したいという同意の申し込みがございまして、その場合に、CATV事業者に対して、加入料金と受信料の契約を結ばなければならぬというのを明記してもらいたいということをお願いいたしました。あるいは約款が既に決まつていてそれを変えることができないというような場合には、別の文書で受信料

を支払わなければいけませんということを周知していただくような措置もついていたいておりまし、そのほかに、受信料関係業務への協力を当然お願いするというようなことも、再送信の申し入れがありましたときに、その時点をとらえてお願いしているという次第でございます。

○田中(慶)委員 これは取り越し苦労かも知れませんが、やはり一般の理解がそこまできていないと、CATVに対する利用料といえますか、それを支払えばNHKの受信料も払ったような感覚、錯覚が人間とすれば出てくる可能性もありますので、これからそれらの問題については、事前にもっと具体的な啓蒙もお互いの立場でしておく必要があるのだらうと思いたいますので、この辺についてはぜひよろしく、トラブルを事前に避ける意味でお願いを申し上げておきたいと思いたいます。

そこで、私もちょうど五十七年ごろからCATVテレビに対する勉強をさせていただいておりましたけれども、当時、電柱の問題とか道路掘削の問題等々、大変問題になっておりました。そして今一番問題になってくるのは、道路掘削や電柱の方についてはそれぞれの事業者なり事業主体等々が御協力いただけるようになったと伺っておりますけれども、これらに対しての見解が一点。

もう一つは、CATVテレビ普及促進に当たって大きな壁になるであろうと言われているのは、ケーブル敷設に当たりまして、都市型はどうしても最近、都市環境の整備ということで共同溝の敷設が促進をされておりますし、共同溝の法的措置の中においてはCATVテレビのケーブルはここに入っていないわけでございます。こういう点を含めて今後どのように対処されるか。これは建設省にならうかと思いたいますけれども、この辺に対する見解をお答えいただきたいと思います。

○原説明員 御説明申し上げます。

先生御質問の第二点目でございますが、御案内のように、共同溝はこれまで全国で二百キロメートルほど整備をされております。このうち八割方

が、国が直轄で管理をいたしております国道に設置をされております。

このことからおわかりのように、共同溝は、国の重要な幹線道路の交通の障害にならないように、既に地下に入っております電気、ガス、水道というような施設の維持管理のためにてんてんばらばらにこれが掘削をされては困る、したがって共同溝の中に一括してお入りいただきたい、こういう趣旨からつくられておるわけでございます。

したがって、都市内ではかなり埋設物件でございますので、かなり深いところがございます。また沿道各戸、それぞれのビルのところに供給をするようなシステムということには必ずしもなっておりません。CATVの回線ケーブルはそれぞれのお宅に直接つながっていくという性格を持っておりますので、電話線についてごらんいただきますともおわかりのように、加入者配線のケーブルは必ずしも共同溝の中に入っております。そういつた意味から、共同溝のネットワークとCATVのネットワークとがどういう関係になるのかというのをもう少し私ども、郵政省の方と御相談しながら研究をしていかなければならないというふうな考えております。

それからもう一点、先生おっしゃいましたように、電線類の地中化ということは大変重要な社会の要請であるというふうに私も考えております。そういう電線類の地中化の一つの手法といたしまして、ミニ共同溝と申しますか、ケーブルボックスの設置ということを進めております。すなわち、道路の本体としてケーブル類を収容する空間をつくっていくのではないかとこの施策を進めておるわけでございます。このケーブルの中にはCATVのケーブルのみならず、有線ラジオ、音楽放送線も収容するという仕組みになっておるわけでございます。

いずれにいたしましても、共同溝とミニ共同溝、ケーブルシステムとのネットワークがCATVのネットワークとどういふような関係になるのかというのをよく郵政御当局ともお打ち合わせを

いたしまして、その上で制度的な諸問題について解決の方向を見出していききたい、かように考えてございます。

○田中(慶)委員 もう時間もありませんけれども、私がなぜこのことを申し上げたかということ、電柱のケーブルを配線するにしても、電気事業者との調整に時間がかかったり、あるいは従来まで道路掘削をするのに大変多くの時間を要した経験があるわけでありまして、そんなことから、今の説明でも共同溝というのは今二百キロですか、しかし、都市においては美観あるいは近代的な都市ということ、やがてもっとも共同溝が進んでくると思うのです。そういう点では、ミニ共同溝なりケーブル等々と合体する意味でも、しかしメーソンのにおいては共同溝が入らなければ、そういう点では共同溝を利用しなければ有線テレビジョンの配線というのはできないと思いたいます。そんなことを考えたときに、これは早急に対策が望まれると思いたいますので、法的な改正になるのかどうかは別問題として、現在の特別措置法の中においては共同溝はCATVテレビの配線はできませんから、そんなことを含めて明確に調整、検討をしていただきたいということを要望しておきます。

特に参考人の皆さんに対して、御協力いただきましたことを御礼申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○宮崎委員長 この際、申し上げます。

参考人には、お忙しいところ御出席の上、貴重な意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。午後零時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後零時三十二分開議

○宮崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。佐藤祐弘君。

○佐藤(祐)委員 放送行政についての我が党の見解は、いろいろな機会に述べてきております。言論、報道の自由に直接かかわるものでありますから、本来、行政による監督とか規制は極力排除されなければならぬというふうに考えておるわけですが、

今回の法改正では、「テレビジョン放送等の再送信の円滑かつ適切な実施を図るため」に新たな措置を決める、こうなっております。我々は、受信者が望むCATVの発展ということからいまして、「再送信の円滑かつ適切な実施」は必要なことだというふうに考えております。問題は、その際、当事者間の協議が調わない場合の措置としての郵政大臣の裁定制度がやむを得ないものかどうか、必要なものかどうかという点で十分納得が得られなければならぬということだと思いたいます。この点につきましては、きょうの午前までの質疑で、大事な問題点及び留意すべき点がかなり明らかになったと思いたいます。

すなわち第一には、裁定制度は、放送内容に公権力が介入しようとするものではないということ。そしてまた、再送信同意について解決を図る、そういう限定的なものであるということだと思いたいます。

第二には、今回の法改正を行っても、再送信同意についてはあくまでも当事者間の協議が基本である、郵政省としても協議によつて解決が図られるように努力をする、裁定は万やむを得ない場合に限る、こういうことだと思いたいます。

こういう点が午前までの質疑で明らかになったと思うのですが、大事な問題点でありますので、この点は大臣の見解をお聞きをしておきたい、そう思いたいます。

○佐藤(祐)委員 再送信同意制度の趣旨は、もう私が言うまでもございませんけれども、CATVの正常な発展が図られること、それから、受信者の国民の皆さん方のニーズに応じていく、こういうような基本的なスタンスに立ちましてこの制度を設けたわけでございます。

したがって、裁定をするという一つの法的な根拠を持ちまして、CATVが一步前進をして発展をしていく手段として法の御審議を今お願いをしている、こういうぐあいに基本的に考えております。

○佐藤(祐)委員 私が今挙げました二つの基本的な点、この点はそういう認識でいいと思うのですが、重ねてお伺いします。つまり、公権力の介入を拡大しようとするものではないのだ、あくまで限定的なものだというのが第一点ですね。第二番目は、法改正をしても当事者間の協議が基本だ、裁定は万やむを得ない場合だ、この二点なんですが……

○佐藤(祐)委員 そういふぐあいに考えになつて結構だと思ひます。

○佐藤(祐)委員 基本点はそういうことだと思ひますが、関連して幾つかお聞きをしておきたいと思ひます。

これまでに再送信に同意しない事例が、区域内で六、区域外再送信で十六、合わせて二十二あるといふに聞いておりますが、これまでにあつて解決したもの、これは幾つぐらいあるのでしょうか。

○森島政府委員 あつせん制度が現在あるわけですが、事実上のあつせんということで私も努力してまいりまして、これで十数件は解決しているかと思ひます。一部解決して一部未解決とか、そういうものもございまして、正確な数ではございせんが、かなりの努力はいたしてきておるわけでございます。

○佐藤(祐)委員 そういう努力が足りないんじゃないかといふようなことも質疑の中でありました。ぜひ十分な努力をされるように、これは希望をしておきたいと思ひます。

関連しての問題では、裁定に当たっては審議会に諮問するということになっております。その場合、裁定をするわけですが、この審議、裁定の結果、内容、こういうものについてやはり両方の場合があると思うのです。放送事業者の側が挙げ

た理由が正当なものとして認められる場合、それから逆の場合と。いずれの場合も、どうしてそういう判断が最終的に行われたのかということが広くわかるようにしておく必要があるといふふうに私は思ふのです。つまり密室の中で裁定が行われてしまふということがあつてはならぬと思ふわけですが、その点、どうでしょうか。

○森島政府委員 裁定の手順としまして、審議会に諮問するということをしておりますし、それから、当然当事者からの意見といふことを十分にお聞きするために、意見書を出していただくための相当の期間を設けて出していた、こういうことで、十分その辺の準備はしていただいた上でこの裁定といふことになるわけでございますが、この点、審議会の先生方が非常に重要な有線テレビジョン法の事項について審議される際には、学識経験者の先生方に、十分その当事者の意見も参考される、それを基本にして広い視点からの判断がされる、といふことを期待しているものでございませう。

○佐藤(祐)委員 私が聞きしましたのは、その判断の、どういふ理由でこういう判断が出たんだといふ事柄が国民に知られるようにする必要がある、といふことを言っているのですが、その点、いかがですか。

○森島政府委員 審議会が審議が行われる際には、これは非公開でやっておりますけれども、その結果、答申がされた場合には審議会の会長が記者会見されて、こういう議事の概要があつた、こういうことを報道発表しております。そういう点で、国民にもどういふ理由でそういうことになったかといふ点をお知りいただく機会がございまして、その点、今言つたようなことで先生の御関心におこたえできるかと思ひます。

○佐藤(祐)委員 具体的な問題でと一、二お聞きしておきたいのですが、NHKはこの再送信同意に当たつて受信料の問題が一つあります。受信料収納に協力してもらいたい、こういう条件といひますか、そういうものを出しておる。もう一

つは総合、教育それからまた衛星放送、こういうものを再送信してもらいたい、そういう条件もつけているようですが、これは今回の法改正で言う、いわゆる正当な理由、けさほどから議論があらりました正当な理由に当たるのかどうかという点はどうでしょうか。

○森島政府委員 再送信の同意制度と申しますのは、再送信によつてその放送の意図が歪曲されたり、放送のイメージが損なわれるといふことがあつて、放送事業者の意図に反して再送信がなされる、こういうことを防ぐことがねらいでございまして、NHKが再送信を同意することによつて受信料の問題が出てくるわけでございますけれども、この受信料につきましても再送信同意の問題とは切り離しまして、NHKとCATV事業者の話し合いによつて行なわなければならない、つまりけさほどNHKの参考人の方も申されておりましたように、CATV事業者が加入者との契約約款の中で、NHKの受信料はCATVの加入料には含まれていないのだといふようなことを明確にする、そういう方向に契約約款もだんだんはつきりさせるようになってきておりますので、そういう形でNHKとCATV事業者の話し合い、こういうことで解決されるべきものと思つております。

○佐藤(祐)委員 もう一点の方はどうですか。総合、教育、それからできれば衛星も丸ごと再送信してもらいたいといふことをNHKは言つてゐるわけですね。これは受信料との絡みがあると思ふのです。例えば総合しかうちはやらなないと言へば、受信料は取れなくなるといふような問題もあるいはあるのかと思ふのですが、その点はどうですか。

○森島政府委員 これはNHKとCATV事業者の話し合い、こういうことでございしますが、やはりCATVの番組の供給源といふことから考えましても、もっと多くのチャンネルを見たい、こういう要望に基づいて再送信がされておるわけで、CATV側でもできるだけ多くのチャンネル

を流す、実際にもそういうことになっておりますので、その点総合、教育を含めて再送信の同意といふことになつて思ひますけれども、基本的にはこれは両者間の話し合いといふことでございませう。

○佐藤(祐)委員 正当な理由の問題、いろいろ議論されているので関連でお聞きしたのですけれども、受信者の立場からいへば、総合も教育も再送信されるのはいいとは思ひます。しかし、実際にそれが同意しない場合の正当な理由になるのかどうかといふことを今はお聞きしておるわけですが……

○森島政府委員 これは、一つの番組につきましてそれを細切れに切るとかこういうような場合には、放送の意図が損なわれるといふことで再送信の同意を行わなければならない理由になると思ひますが、そのチャンネルを丸ごと受けて流す、総合の方は流す、教育の場合はどうかといふことになりますと、これが正当な理由での、教育の方は流さないから総合の方も同意しない、そういうようなことには実際にはならないのじゃないか。正当な理由とはちよつと考えられませうけれども、実際上NHKの方で同意をしない正当な理由といふようなケースにはなり得ないのじゃないかと思ひます。つまり一方だけ、総合だけ流してもらつては困るとか、そういうようなことはどうも正当な理由といふものにはならないのじゃないかと思ひますが、実際として、やはりこれはCATVの方でコアチャンネルの要望にこたえるといふことで、総合、教育両方にこたえるといふことになるのだらうと思ひまして、まずそういうケースは起こりにくいといふふうには考えます。

○佐藤(祐)委員 私も実際には起こりにくいとは思ひますが、もし起きると受信料は取れないといふことが起きてきますので、一つのチャンネルしか放映されていないのだから、受信料は払わなくてもいいのだといふ論理も出てくるわけですね。そういう問題が起こり得るといふことをちよつと考えておく必要があるのじゃないかと思ひま

す。

それから、NHKでもう一つ。NHKは区域内再送信の義務化ということも要望しているようです。これはNHK側の言い分としては、例えば今長野なんかでも東京の電波をCATVで流しているわけですね。東京の電波だけを流されちゃうと、NHKローカルがそこでは放映されないことになる。だから区域内サービス再送信の義務化ということも言っているようですが、これはローカル重視ということでは一理あるというふうにも思えます。しかし、番組の選択権はCATVの業者にあるわけですね。そのあたりを郵政省としてはどう考えておりますか。

○森島政府委員 CATVの番組編集につきましては事業者の創意工夫にゆだねる、こういうことで、難視聴区域におきましては再送信の義務化ということも有線テレビジョン放送法の十三条一項で義務化しておりますけれども、こういう難視聴区域を除いては義務づけというところを行っておりません。CATV側にとつて、そのテレビジョン再送信される番組というのが基本的な番組になるわけですから、できる限りそういう再送信の番組を流して多くのチャンネルを受信者に提供すること、こういう実態からしても、義務化ということとは考えなくていいのではないかと、従来も難視聴地域を除いての義務化ということとは行っておりません。

○佐藤祐委員 今私の聞いた意味がきちつとわかりたいので上の答弁でしようね。つまり、NHKの場合は局によってローカルの放送内容が違ふわけですよ。NHKは区域内再送信の義務化ということも言っているんだと思うんですが、それについては、必ずしもそういう見地とはならないということでは、今の答弁はいいわけですか。つまり、東京の放送だと、ニュースにしても東京ローカルの部分があるわけでしょう。また違うところへ行きますと違うローカルがあるんですよ。東京のを流すか、それとも、地域放送を入れなければならぬということをNHKは言

っているわけだけれども、そこはどう考えるかということなんです。

○森島政府委員 ちよつと先生の御質問に正確にお答えできるかどうかと思いますが、やはりNHKの場合ですとローカルの番組を再送信してもらいたい、こういうことだろうと思いますが、区域内の再送信を行えばCATVでローカルのNHKが受けられるわけですから、その場合、その地域は難視聴地域でなければ、電波でもローカル放送をカバーしているわけですから、受信者にとっては両方の可能性があるわけですから、電波でNHKのローカルを受ける、あるいはCATVでNHKのローカルを受ける。その場合、二つを合わせて、アンテナを二重に立てなくても済むとかそういうことがございますので、やはりCATV側でも、NHKの場合ですとローカルのNHKを流す、こういうことになると思います。ちよつと先生の御質問に正確にお答えしているかどうかはわかりませんが……。

○佐藤祐委員 じゃ、次の問題にいきます。テレビピアの関係でお聞きをしたいと思います。

郵政省は、テレビピア構想はニューメディアが家庭、経済、地域社会に及ぼす効果や影響、問題を実体験を通じて把握していく、そういうパイロット的な構想であるということを進められておるわけですね。私は、こういう目的で行われるならば、モデル都市に指定された地域がりますが、そういうところで関係者の意思が事業に十分反映されていくというふうにならなかならないと思ふんですね。そういう点では、郵政省や関係自治体、それから実際にテレビピア推進の事業を進める法人ができれば、こういうものが地域住民や関係者などの意見を十分に聞いて事業に反映させていくということが大切だろうと思ひますが、まずその基本点についてお聞きをしたいと思います。

○奥山政府委員 テレビピア構想は、地域の特性に応じたニューメディアの普及を図ることによりまして、地域における情報格差の是正あるいは地

域経済の活性化等を目指すものでございますので、この計画が策定されるプロセスにおいて、極力地域住民あるいは関係の自治体の御意見が幅広く結集されて、自主的自律的な計画が練り上げられることが当然期待されているわけでございます。

○佐藤祐委員 具体的なケースをお聞きをしたのですが、鹿児島県の例なんですか。去年の十月に指定されたということですが、ここではどのようなシステムが考えられているか。それから推進法人の名称。県や市の出資額。基盤技術センターから出資が予定されているようですが、それぞれ幾らか。事業はいつから始める予定か。そういうことについてお聞きをしたいと思います。

○奥山政府委員 鹿児島地区におけるテレビピアの状況でございますが、昨年十一月二十日にテレビピアのモデル都市として指定いたしました。そのシステムでございますが、二つございまして、教育情報システムと地域の産業支援システムがございまして、いずれもプライベートキャパティを活用したものが計画されております。

まず、教育情報システムでございます。これはまだでございまして、学校とか公民館といったようなものを中核として、学校とか公民館といったようなものを結んで、教育情報の案内あるいは提供を行うといったものが考えられております。また、地域の産業の支援システムは、地域産業の活性化に資するために、新しい製品あるいは人材、リクルート情報あるいは新技術といったようなものの情報を提供する構想になっております。

このシステムを具体的に運用する法人でございますが、株式会社キャプテン鹿児島というものが去年四月一日、つい最近でございますが設立されたという報告を受けております。株式会社キャプテン鹿児島は資本金一億円でございまして、昨年十月一日に設立されました基盤技術研究促進センターから、六十年度一千六百万円の出資を受けております。

○佐藤祐委員 この問題をお聞きしますのは、

今の答弁以外に出資は県と市からも一千万円ずつ出ているということですね。この鹿児島がモデル都市に指定される以前から、実は住宅情報社という、小さな企業のようなのですが、これがLOVEシステムという名称で、市内の中心街でビデオテックスを始めておったのです。去年の四月二十一日から実施しておったわけですね。これは大変話題になりました。当時、スタートと同時にNHKでも報道されましたし、鹿児島県のテレビでも報道された。それから、相当多くの新聞がこのLOVEシステムの誕生を大きく報道しているのです。それからまた、県や市の広報もここがサービスをしているわけですね。情報提供ですね。そういう意味では、この住宅情報社というところがパイロット的な活動をしていただけたわけですね。

ところが、テレビピア計画を作成する段階では、当然郵政省に計画書を提出するわけですね。その中には当然地域内の情報通信業界の動き、ベンチャービジネス、ニュービジネスの動向などという項目もあるわけですが、既に去年の四月から営業も始めているその住宅情報社のビデオテックスサービスについては、一言も書かれていないという奇妙なことが起きておるのです。住宅情報社の人たちが見れば、こういうビデオテックスサービスをしているのですけれども、自分たちが先行的に、草分け的にやってきた。ところが、そういう人たちは一言の相談もなしに、テレビピアということで県も市も出資をする、国も支援するというマンモスキャプテンが出てくるということになっていくわけですね。そういうことで、この人たちは非常に困惑しているといえます。死活問題だということを言っておられるわけですね。この問題については事前に郵政省にも概要をお話ししてありますが、どう考えておられるか、まずお聞きしたいと思います。

○奥山政府委員 鹿児島におけるテレビピア指定のプロセスでございますが、第一次指定の希望を出されるに先立ちまして、五十九年八月に、鹿児島県におかれましては鹿児島ニューメディア懇談

会というものを設けていらつしやいます。その鹿児島ニューメディア懇談会の中で、自治体、地域住民あるいは関係会社等幅広い方がお集まりになりまして相互研さんに努め、あるいはお互いに知識、技術を交流し、その結果練り上げられました計画を、鹿児島市から鹿児島県を通じて国の方に提出されたところでございます。

国といたしましては、郵政省でございますが、そのようにして所定の手続に沿って提出されましたテレピアの申請書を書面で審査いたしました。また関係の自治体の方々にお願いいたしましてヒヤリングを行うということでございますので、私もその書類並びに口頭でのヒヤリングの中で、その計画で鹿児島が目指しておられるテレピアにおける二つのシステムが実際に実現できるかどうかという実現可能性、あるいは実際にそれだけの需要があるかどうかといった実需性、さらにはシステムのユニークさ、創造性、波及的な効果といったものを判断するわけでございまして、郵政省にその計画が出てくる前段階で、先ほど住宅情報社というお話がございましたが、どういふ会社の方がその計画に参加されるかされないかというところは郵政省がタッチできる範囲を超えておりますし、私も、申請される自治体が県を通じて出される計画書にのつとて審査するわけでございまして、その前段階については審査をする余地がございません。

○佐藤(祐)委員 極めてお役所的な答弁だと思ふのですが、実際にその申請には、どういふ事業が現に行われているかということも報告する項目であるのです。しかし、それからどういふわけか除外されているわけです。私はこれは大変おかしいことだと思ふのです。

こういう問題ですから、最後ですし時間がありますから大臣にお聞きしたいと思ふますが、せっかく工夫してやってきて、市内に幾つかビデオテックスを置いてあるわけです。そういう先行業者がいるわけです。ところが、それが全く無視されて事態が進んでいる。もう一方で、詳細は避け

ますけれども、キャブテン鹿児島という方は動き出してしまつて、こちらには出資もあるし、出資以外にも情報提供料とか端末レンタル料その他で、鹿児島市から六十一年度に千四百三十四万円という予算が投ぜられるのです。巨大なものが来るわけです。先行した人は踏みつぶされるというか、そういう状態になつてゐるのです。ほかの県、例えば新潟などでは、そういうことがあつた場合にはそれも取り込んでテレピア、共存共栄の方向が出ておるわけです。ところが鹿児島ではそうなつてない。そういうことから、テレピアというのはテレコミュニケーションとユートピアの略だといふ話ですが、ユートピアどころか地獄だ、こう言つてゐるのです。こういうことだと、テレピアのイメージダウンにもなると思ふのです。せっかくの事業がそういうことになつてはいかかなものかと私は思ふわけです。

ですから、こういう点、共存共栄の道を図ることが大事だし、そういう視点で郵政省としても調査なりされるべきじゃないかと思ふますが、大臣の所見をお伺いしたい。

○佐藤(祐)委員 計画の中に入つてない企業があるといふお話でございます。

第一、私はごらんのとおり浅学でわからなかつたのですが、これはビデオテックスが今のキャブテンと同じである、なぜ名前が変わつてゐるのかなといふことでわからなかつたのです。先般ようやくそれは同じものであるといふ内容もわかりました。鹿児島から上つてきた計画書の中に、後発企業の方が載つておつて先発の方が載つてないといふような御意見でございますが、これはローカルのどういふ理由か、私にはよくわかりませんけれども、そういう御意見があつたといふことは頭に入れました、フォローはしてみたいと思ふます。

○佐藤(祐)委員 終わります。

○宮崎委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○宮崎委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○宮崎委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○宮崎委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、畑英次郎君外四名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。畑英次郎君。

○畑委員 ただいま議題となりました有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、この法律の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 ニューメディア時代に対応し、放送に関する制度、政策全体のあり方について鋭意検討を行うこと。

一 再送信の同意に関する裁定に当たつては、両当事者の意見を公平かつ公正に聴取し、いやくも恣意的にならないよう慎重に行うこと。

以上のとおりでございます。

この附帯決議案は、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党・革新共同の五派共同提案に係るものでありまして、案文は、当委員会における質疑等を参酌して作成したものでありますから、説明を省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。第でございまして。

○宮崎委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○宮崎委員長 起立総員。よつて、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、佐藤郵政大臣より発言を求められておりますので、これを許します。佐藤郵政大臣。

○佐藤(祐)大臣 慎重な御審議をいただきまして、ただいま有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案を御可決いただきましたことに對し、厚くお礼を申し上げます。

この委員会の御審議を通じて承りました御意見につきましては、今後、CATV行政を推進していく上で十分生かしてまいりたいと存じます。また、附帯決議につきましては、今後、その趣旨を十分尊重してまいりたいと存じます。まことにありがとうございます。(拍手)

○宮崎委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○宮崎委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○宮崎委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時七分散会

昭和六十一年五月八日印刷

昭和六十一年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W